

# いじめ防止基本方針

市貝町立市貝小学校

## (1) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの児童もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていく。

また、児童一人ひとりが教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活でき、大切にされているという実感がもて、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる集団づくりを進めていく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指したい。

### ア いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」）

### イ いじめに対する基本認識

- ・すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。
- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

## (2) いじめの未然防止に向けて

児童全員が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

### ア 学業指導の充実

「集団づくり」と「授業づくり」に努め、開発的・予防的な児童指導を推進することで、いじめの未然予防につなげる。

### イ 道徳教育の充実

道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生きる力として日常生活の場面に具現化できるように援助する。

### ウ 特別活動の充実

特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

- ・3あ運動の展開、充実
- ・学級活動の充実
- ・縦割り班（にこにこ班）活動の充実

### エ 人権教育の充実

すべての人に人権があることを認識させるとともに、いじめは他者の人権を侵害することであり、絶対にしてはいけない問題であることに気付かせる。

### オ 情報モラルに関する指導の充実

インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導したり、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めたりする。

### カ 保護者・地域との連携

地域社会全体で子どもを守り、育てていくため、学校と家庭・地域が連携・共同できる体制づくりを推進する。

- ・地域情報交換会
- ・民生委員さんとの話合い
- ・「人権だより」の発行

### (3) いじめの早期発見に向けて

児童が発する「小さなサイン(言葉、表情、しぐさ、行動等)」を見逃さず、対応する体制づくりを進める。

#### ア 日常の観察・アンケート等による児童の理解

- ・いじめ、なやみについてのアンケート(各学期1回)
- ・いじめ早期発見のためのチェックリストの活用
- ・web-QU(学級生活満足度調査)の実施(年2回)
- ・日記等での児童理解

#### イ 教育相談体制の構築

- ・教育相談(年2回)
- ・個人懇談(年1回)
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員による教育相談(随時)

#### ウ 保護者との情報共有

#### エ いじめの相談・通報の窓口の設置

### (4) いじめの早期解決に向けて

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応を図るために、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置し、早期発見・早期対応・早期解決が行える体制づくりを推進する。また、いじめの認知に関して、教育委員会に報告する。

#### ア 「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」の役割

##### ア) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

##### イ) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談時の児童・保護者アンケートや教育相談の結果の分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

##### ロ) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

##### ハ) いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家・関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合にも、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

#### イ 子どもへの対応

##### ア) いじめられている子どもへの対応

- ・子どもの精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安感を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢を基盤に継続して支援する。

##### イ) いじめている子どもへの対応

- ・いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、決して許さないという毅然とした態度で指導に当たるとともに、いじめている子どもの内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

㌘) 周りの子どもへの対応

- ・適切な指導を行うことにより、自分たちでいじめの問題を解決する力の育成を図る。

## ウ 保護者への対応

関係職員を中心に、速やかに関係児童の家庭に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安を除去しながら解決に努める。
- ・事実確認のための聴き取りや、アンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## エ ネットいじめへの対応

- ・ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、情報を共有し対応するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに茂木警察署に通報し、適切に援助を求める。

## オ 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、下記のとおり対応する。なお重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(自殺企図等)」、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日以上、一定期間連続して欠席している場合)」をいう。

- 7) 当該いじめの対処については、市貝町教育委員会と連携し、茂木警察署等外部専門家の協力を仰ぎながら、「いじめ・不登校・問題対策委員会」が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- ㍑) いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、情報を提供する。
- ㍒) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適切に、全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ㍓) 「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

## (5) いじめ防止の取組に関する検証・見直し

### ア いじめ防止に関する取組の状況に対して点検・評価し、さらなる実効性のある対策づくりに努める。

- ・「いじめの理解と対応」の「いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、学校や教師としての対応を評価する。

### イ 「児童・保護者アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。